

子の解放実施の申立てに必要な書類等

(1) 代替執行の決定（授権決定）正本

(2) 申立書

申立書には解放実施を行うべき場所（執行場所）を複数記載することが可能ですが、どの場所での解放実施を第一に求めるのかも明らかにしてください。

(3) 印鑑（申立てから事件終了後まで、すべての書類に同じものを使用）

(4) 委任状（申立手続等を代理人によって行う場合）

(5) 子の生年月日を証する書類（写し） 例：パスポートの写し

(6) 債務者及び子その他執行場所に同席する可能性がある関係者の写真その他執行場所でこれらの者を識別することができる資料

写真についてはできる限り直近に撮影されたもの（撮影年月日も明らかにしてください）で複数枚（全身、上半身、顔、角度・服装・表情が異なるもの）あるのが望ましいです。写真がない場合には、子の身体的特徴等を記載した報告書、陳述書等を提出してください。

(7) 債務者及び子の生活状況に関する資料

具体的には、子の返還を命ずる決定（写し）、家裁調査官作成の調査報告書、当事者作成の陳述書、執行場所の周囲の状況に関する書類などを含む子の返還申立事件の一件資料を提出してください。

(8) 第三者の占有する場所での執行の許可を受けたことを証する文書（許可がある場合）

(9) 債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定謄本（決定がある場合）

(8)、(9)の執行裁判所の許可や決定が必要な場合は、速やかに許可や決定を得るよう努めてください。

その他必要なもの

(1) 債務者に関する調査票

(2) 執行場所の周辺地図（最寄駅から執行場所までの経路が分かるもの）

*なお、申立てを検討される場合には、執行官室に対し、できる限り早期に事前相談を申し入れてください。おって、予納金額は国内の子の引渡実施と同様です。